

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

教職員向け児童虐待防止資料「児童虐待防止のために学校ができること・必要なこと」の送付について（通知）

児童虐待防止については、これまでも、児童虐待防止の啓発活動の推進や速やかな通告などに取り組んでいただいているところですが、児童虐待が年々増加傾向にあることから、この度、学校における早期発見のポイントや発見した際の組織的な対応の在り方等をまとめた教職員向け資料を作成しましたので送付します。

つきましては、管内の道立学校及び市町村教育委員会に送付するとともに、各学校において、本資料等を活用するなどして児童虐待防止に向けた取組の一層の充実が図られるよう、指導助言願います。

記

1 活用例

- ・資料 1 ページの冒頭の二重囲みの「学校・教職員の責務」、「児童虐待とは」を参考にして、校内研修等で全教職員の児童虐待についての理解を深める。
- ・資料 2・3 ページの「早期発見のために（組織的な対応のポイント）」を参考にして、日常の教育活動で学級担任はもとより全教職員で、児童虐待の早期発見に努める。
- ・資料 4 ページの「発生時の対応ポイント」を参考にして、校内研修等で、事例が発生した場合の対応について検討する。

2 Web ページへの掲載

- ・アドレス

[http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/keihatu\\_gyakutai.htm](http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/keihatu_gyakutai.htm)

3 関連通知

- ・平成 26 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について  
(平成 26 年 11 月 6 日付け教生学第 747 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知)
- ・平成 26 年度「児童虐待防止推進月間」の実施及び「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in わかやま」について  
(平成 26 年 11 月 4 日付け教生学第 741 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知)

- ・「児童虐待防止に係る保護者向けリーフレット」の送付について  
(平成 26 年 3 月 17 日付け教生学第 868 号学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)
- ・学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について  
(平成 22 年 3 月 26 日付け教学健第 1601 号学校教育局安全・健康課長通知)
- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について  
(平成 22 年 3 月 26 日付け教学健第 1600 号学校教育局安全・健康課長通知)

(生徒指導・学校安全グループ)

# 児童虐待 防止のために

# 学校ができること・必要なこと

平成 26 年 11 月 北海道教育委員会

児童虐待は、児童生徒の生命にかかわる問題であり、心身の成長や人格の形成など大きな影響を与えるものです。児童虐待防止のために、学校ができること・必要なことを理解し、早期発見・早期対応に努めることが必要です。

## 児童虐待とは

「児童虐待」とは、保護者が子どもに対して身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達をそこなう行為のことをいいます。

### 身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼしたりするような行為をすることです。

- ・殴る、蹴る、突き飛ばす
- ・首を絞める
- ・タバコの火を押しつける
- ・冬に戸外に閉め出す など



### 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させることです。

- ・子どもと性交したり、身体に触ったりする
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体にする など

### ネグレクト（養育の怠慢・拒否）

子どもの心身の健やかな発達をそこなうなどの不適切な養育、監護の怠慢、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や無関心のことです。

- ・適切な食事を与えない
- ・汚れた衣服を着続けさせる
- ・病気でも医師に診せない
- ・登校させない
- ・乳幼児を車に放置する
- ・捨て子、置き去りにする など



### 心理的虐待

ことばによる脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為のことです。

- ・「おまえなんか生まれてこなければよかった」、「死んでしまえ」などと言う
  - ・他の兄弟と著しく差別する
  - ・配偶者に暴力をふるう など
- （直接的に加えられた行為でなくても、著しい心理的外傷を与えるもの）

## 児童虐待の実態について

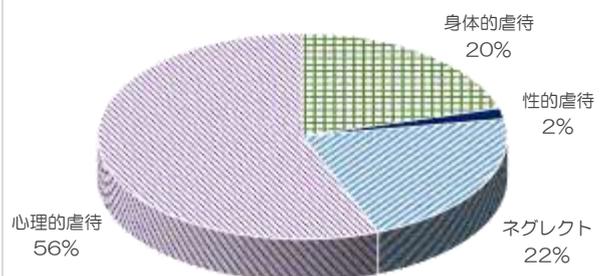
児童相談所における虐待相談件数は年々増加し、平成 25 年度は、全国で 73,765 件、北海道では、前年度に比べ 378 件増加し、過去最高の 2,089 件となっています。

〈平成 25 年度道の児童相談所における児童虐待相談対応状況より〉

虐待に関する相談対応件数の推移(北海道)



平成25年度虐待の内容別相談対応件数



## 早期発見のために

早期発見を可能とするためには、気付きの視点の有無が重要となります。虐待を受けている子どもの言動、状況から、「何かおかしい」と感じることができるか否かが、事態の深刻化を防げるかどうかの別れ道にもなります。具体的には、次の気づきへの目を養うことが大切です。

- 子どもの示す言動に注意する。
- 3つの「変」を見逃さない。

〈子どもがなんとなく「変」〉 〈保護者の様子がなんとなく「変」〉 〈状況が「変」〉

### 子どもがなんとなく「変」

- 表情が乏しい
- 触られること、近づかれることをひどく嫌がる
- 乱暴な言葉遣い、あるいは極端に無口
- 大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度
- 落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない
- 嘘や単独での非行（万引きなど）、家出、性的に逸脱した言動
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- 集中困難な様子（白昼夢）
- 持続的な疲労感、無気力
- 異常な食行動（拒食、過食、むさぼるように食べる）
- 衣服が汚れている、着替えをしたがらない
- 頻繁に保健室に出入りする
- 理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた など

### 保護者の様子がなんとなく「変」

- 感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える
- 表情が硬い、話しかけても会話が続かない
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然に感じる
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない
- 人前で子どもを厳しく叱る、叩く
- 弁当を持たせない、コンビニ等で購入したもので済ませる
- 連絡が取りにくい
- 家庭訪問、懇談などの急な予定変更が多い、行事に参加しない
- 「キレた」ように抗議をしてくる
- 家の様子が見えない など

### 状況が「変」

- 説明できない不自然なケガ、繰り返すケガが多い
- 体育や身体計測のときにはよく欠席する
- 低身長や体重減少が見られる
- 親子で居るときに子どもが示す親をうかがう態度や表情の乏しさ、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- 子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、緊急性を感じていないそぶりがかがえる
- その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い など

# 「何かおかしい」と感じたら＝組織的な対応のポイント＝

## 情報収集

校内でチームを組んで子どもの様子、保護者の様子について情報を集め、状況判断をすることが大切です。

- 一人の判断は自信がなく、歪みやすい
- 養護教諭、スクールカウンセラーなど教室以外の場で、第三者的にかかわる大人の情報を大切にする
- 先入観をできるだけ排除して、あらゆる可能性を探索する
- 犯人捜しの視点にならないように、互いに注意し合う
- 専門・補助スタッフとの情報共有のための協議の持ち方、伝達の方法等にも配慮する

## 校内における協議

虐待が疑われる場合にさらに必要となるのが、校内における協議です。

- 新たな情報は協議の場で吟味**  
(情報収集と協議は同時並行で進める)
- 協議では、「いちばん不安を感じている人」を大切に**  
(教員としての経験不足等から来る不安であっても、チームとして受け止め、共有し、困ったときは守ってもらえる雰囲気を作ることが、チーム全体の対応力を高めることにもなる)
- 虐待の「確証」を探すための協議を重ねる必要はない**  
(学校による情報収集には限界があり、「確証」を得ようとして協議と情報収集を続けることで、時間ばかりが経過することがある。事態の悪化を避けることを優先するべき)

## 児童相談所等への通告

虐待があると「思われる」ときはためらわず、速やかに通告することが必要です。

- まずは口頭でよい。書面はそのあとで
- 通告は「すべての人を救うため」
- 「間違いない判断」はない
- 単独判断で動かずに、校長の決裁を経て

### 通告への ためらいが 生じる理由

- ・虐待事実についての「確証」がないことへの不安
- ・通告による保護者との関係悪化への不安
- ・通告の実効性への不安
- ・通告による子どもの被害増大への不安
- ・保護者を、「虐待者」として通告することへの抵抗感

虐待は親子関係の病理であるということ、「通告」はすべての人を救うための行為であるということ、改めて認識すべき

# 事例から学ぶ「児童虐待」発生時の対応ポイント

〈モデルケース〉

A小学校4年生の児童Bは、健康診断の際に背中に多数の傷があることから、家庭での児童虐待の疑いがあることがわかった。

## 状況の把握

- 養護教諭は、児童Bから経緯等を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係職員を招集し、情報を整理して今後の対応について確認する。

## 児童虐待を受けたと思われる児童への対応

- 心のケアのため、スクールカウンセラーによる面談を行う。
- 虐待のことを聞いても話したがらないことが考えられることから、児童Bとの信頼関係の構築に努める。

## 児童虐待が疑われる保護者への対応

- 家庭訪問等により、児童Bの背中に傷があることについて説明し、家庭での状況を把握する。その際、担任だけでなく管理職を含めた複数の教職員で対応する。
- 保護者との関係が悪化することを懸念し、児童相談所への通告を躊躇することなく、早期の対応を行うようにする。  
※保護者が児童虐待を認めないケースもあることから、事実の確認を十分行ってから対応する。  
※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部と連携を図り、適切な相談機関を紹介する。

## 関係機関との連携

- 児童相談所等に速やかに通告する。
- 市町村や児童相談所の役割や児童虐待の取扱いの実態などについて、要保護児童対策地域協議会等、様々な機会を通して、通告等の趣旨の理解を図る。  
※保護者との面談ができない等の場合は、子どもの健全育成サポートシステムに基づいて警察に情報提供し、協力を依頼する。

## 教育委員会（教育局）への報告

- 児童虐待の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）に報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

## 報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- 児童のプライバシーを守るため、学校や児童が特定されることのないよう照会のあった報道機関に協力を依頼する。

## 【関係法令等】

- 〈法令等〉 ・児童福祉法 ・児童虐待の防止等に関する法律
- 〈通知等〉 ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（平成22年3月26日付け教学健第1600号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成22年3月26日付け教学健第1601号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（平成22年8月19日付け教生学第532号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（平成22年9月27日付け教生学第623号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について（平成24年4月6日付け教生学第15号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「学校における危機管理の手引（改訂2版）～適切な学校運営のために～」について（平成25年3月26日付け教生学第967号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）